○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

ルデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 リア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランフ、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタアルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、ファルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、別表第三(第四条関係)	改正案
別表第三(第四条関係)	現行